

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 平成二十八年度自衛官第四次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 特定施設の構造等変更許可申請

環境管理課

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

〃

○ 〃

〃

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

目次

担当課（室）

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

◎岡山県告示第六十八号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十八年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者

三 受付期間

平成二十九年二月十日から同年三月十四日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所
若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成二十九年三月四日、同月五日、同月九日、同月十四日及び同月十六日のうち一日

七 試験場

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

陸上自衛隊善通寺駐屯地（香川県善通寺市南町）

八 採用予定月

平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間又は同年七月から同年九月までの間

間

九 県内採用予定者数

1 平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間の採用予定者数

ア 陸上要員 約十名

イ 海上要員 約五名

ウ 航空要員 約五名

2 平成二十九年七月から同年九月までの間の採用予定者数

ア 海上要員 約四名

イ 航空要員 約三名

十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一八二二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社

住 所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

氏 名 代表取締役社長 西山 佳宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社 日比製煉所

所在地 玉野市日比六丁目1番1号

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後	
種	類	74 特定事業場から排出される水の処理施設		同左	
能	力	一次中和工程1,500m ³ ／日, 二次中和工程2,900m ³ ／日, 三次中和工程2,900m ³ ／日		同左	
工事着手予定年月日		-		既設	
工事完成予定年月日		-		既設	
使用開始予定年月日		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される水の通常の最大値及びその概要	区	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	2,024	2,879	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
	BOD (mg/L)	10	20	9	20
	COD (mg/L)	13	30	14.7	30
	S S (mg/L)	13	25	12.7	25
	油分 (mg/L)	-	-	同左	
	T-N (mg/L)	5	10	25.2	35
	T-P (mg/L)	0.1	1.0	0.13	0.16
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	同左	
	Cu (mg/L)	0.01	0.3	0.09	0.3
	Pb (mg/L)	0.03	0.04	同左	
	Zn (mg/L)	0.01	0.02	0.06	0.24
	Cd (mg/L)	0.01	0.02	0.011	0.02
	As (mg/L)	0.15	0.30	0.147	0.30
	Fe (mg/L)	1	5	0.8	5
	Mn (mg/L)	1	5	4	5
Se (mg/L)	0.01	0.05	0.04	0.05	
ふっ素 (mg/L)	17	33	16.3	33	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	製煉総合排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	8,238	15,024	同左	
pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/L)	8	20	3.2	20
COD (mg/L)	7	15	4.6	15
SS (mg/L)	5	20	同左	
油分 (mg/L)	-	-		
T-N (mg/L)	1.5	3	6.3	10
T-P (mg/L)	0.05	1	同左	
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
Cu (mg/L)	0.03	1		
Pb (mg/L)	0.01	0.1		
Zn (mg/L)	0.015	2		
Cd (mg/L)	0.003	0.01		
As (mg/L)	0.04	0.1		
Fe (mg/L)	0.2	10		
Mn (mg/L)	1	10		
Se (mg/L)	0.01	0.1		
ふっ素 (mg/L)	4	7		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年2月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町鴨方字鴨之下通三七一の一三、三七一の一四、三七一の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

◎岡山県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
津山市久米川南字大渡六二二番一地先から	津山市久米川南字於幸開五九八番一四地先まで	新	九・〇〇 一四・〇〇	一四・〇〇
津山市久米川南字大渡六二二番一地先から	津山市久米川南字於幸開五九八番一四地先まで	旧	一四・〇〇 四四・〇〇	一四・〇〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

一 道路の種類 県道
 二 路線名 北房井倉哲西線
 三 道路の区域

新見市哲多町矢戸字末光小原二七〇番一 地先から	新見市哲多町矢戸字末光小原二七〇番一 地先から	区 域	新旧 別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市哲多町矢戸字末光小原二六〇番一 地先まで	新見市哲多町矢戸字末光小原二六〇番一 地先まで		新	八・〇 二八・〇	三八八・〇
新見市哲多町矢戸字末光小原二七〇番一 地先から	新見市哲多町矢戸字末光小原二七〇番一 地先から		旧	三・〇 一一・〇	三八八・〇

倉敷市中島字中新田壱一四一三番二地先 から	倉敷市中島字中新田壱一四一三番二地先 から	別	新旧 別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市中島字中新田壱一四一五番一地先 まで	倉敷市中島字中新田壱一四一五番一地先 まで		新	一〇・一 一五・〇	三・〇
倉敷市中島字中新田壱一四一三番二地先 から	倉敷市中島字中新田壱一四一三番二地先 から		旧	一〇・一 二二・一	三・〇

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

◎岡山県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市哲多町矢戸字末光小原二七〇番一地先から新見市哲多町矢戸字末光小原二六〇番一地先まで	平成二十九年二月七日

〔三〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しあわせの家

三 代表者の氏名

重利 道広

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西四丁目一〇番一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者・児及び高齢者に対して、生活支援に関する事業を行い、スポーツの推進及び福祉の増進と向上に寄与することを目的とする。

〔三一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元気交流クラブだけのこの家

三 代表者の氏名

澤 陽子

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東四丁目四番地の四六七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもと高齢者に対して子どもと高齢者の統合ケア事業を行い、子育ての支援や高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域の自発的コミュニケーションの形成に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

(三二) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備みのりの会

三 代表者の氏名

河崎 任利

四 主たる事務所の所在地

総社市西阿曾三二六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内にて、農林水産業による第六次産業、社会福祉、教育に関する事業を行い、もって対象地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成29年2月7日 岡山県公報 第11861号

〔三三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	真庭市	調査を行った期間	平成二十七年四月 ～ 平成二十八年十一月	成果の名称	真庭市 地籍図及び 地籍簿	調査を行った地域	豊栄の一部、 禾津の一部	認証年月日	平成二十九年一月二十 七日
調査を行った者の名称	真庭市	調査を行った期間	平成二十七年七月 ～ 平成二十八年十一月	成果の名称	真庭市 地籍図及び 地籍簿	調査を行った地域	本庄の一部	認証年月日	平成二十九年一月二十 七日

〔三四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により美作市から美作都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

美作都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年一月六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、美作市美作浄化センター環境部下水道課において縦覧に供する。